

# ニュージーランドの知的障害のある人の生涯学習

佐藤克敏 ・ 齊藤宇開 ・ 徳永 豊 ・ 小塩允護  
 (京都教育大学) (国立特殊教育総合研究所)

## 1. NZの概略

ニュージーランドは、日本から東南へ約9000km離れた南太平洋にある島国である。面積は27万524km<sup>2</sup>で日本の約3/4、人口は4,108,092名(2005年11月現在)となっている。

ニュージーランドの1/5は障害があるといわれており、2001年には障害のある人の人口は743,800人と報告されている。障害のある人のうち、431,000人の成人は身体障害(66%)、272,800人の成人は感覚障害(40%)、32,400人の成人が知的障害(5%)である。

州立の学校は609校あり、その内318校は都市部にある。初等学校は、1クラス約20人前後で運営している。2005年の全児童生徒数は、762,790人である。図1にニュージーランドの教育システムを示した。6歳から16歳までが義務教育となっている。また中等教育後の教育は、高等教育(Tertiary Education)

といわれ、レベルに応じた資格を得ることができるようになっている。

## 2. 特別教育の概要

### (1) 基本的な考え方

教育省では、特別教育を特別な援助とプログラムや学習環境の変更、児童生徒の学習を支援する特殊化された器具や教材を提供することであり、児童生徒が教育に参加できるように促すことであると述べている。多くの子ども達に特別な教育ニーズがあり、学習困難、コミュニケーションや行動上の困難、感覚・身体障害などの障害のある児童生徒ももこの中に含まれている。

### (2) 障害のある児童生徒への対応

全ての学校には特別教育補助金(special education grant)が提供されており、学校のリソー

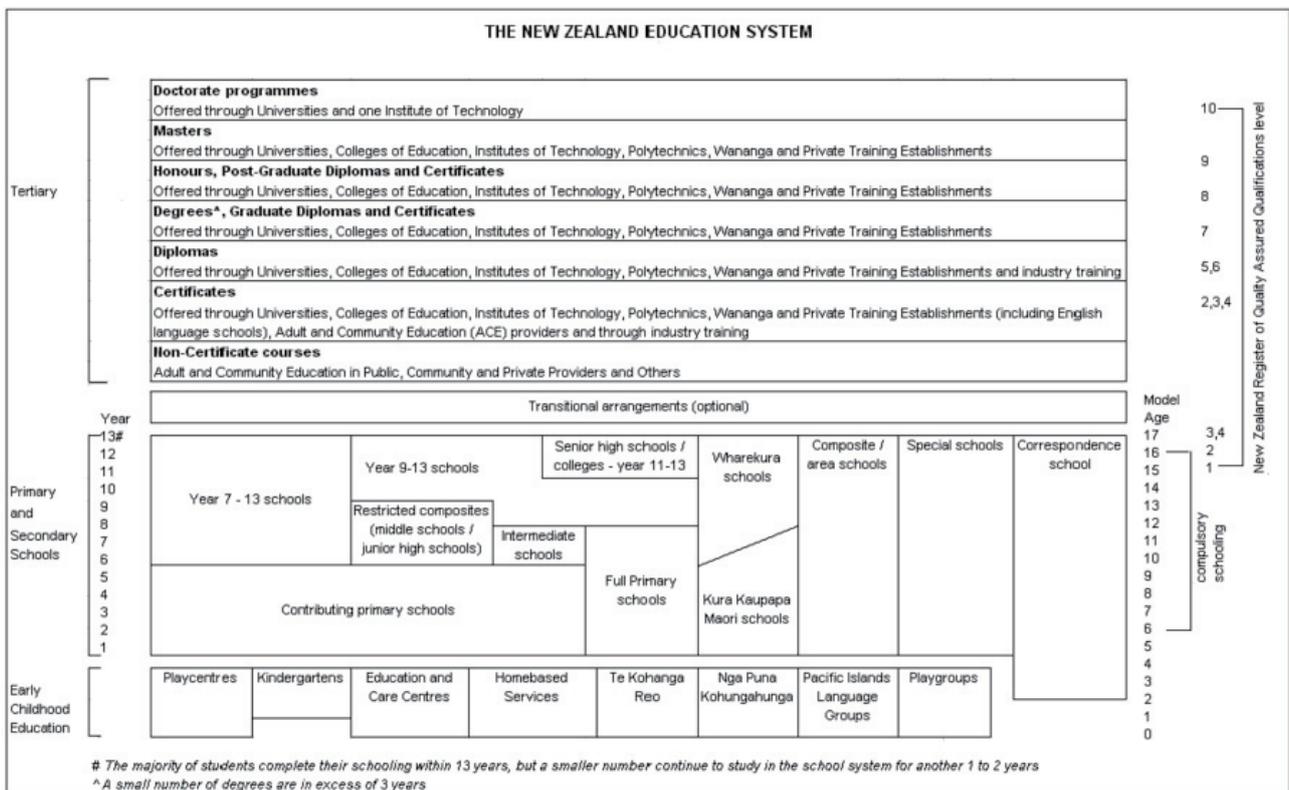


図1 ニュージーランドの教育システム

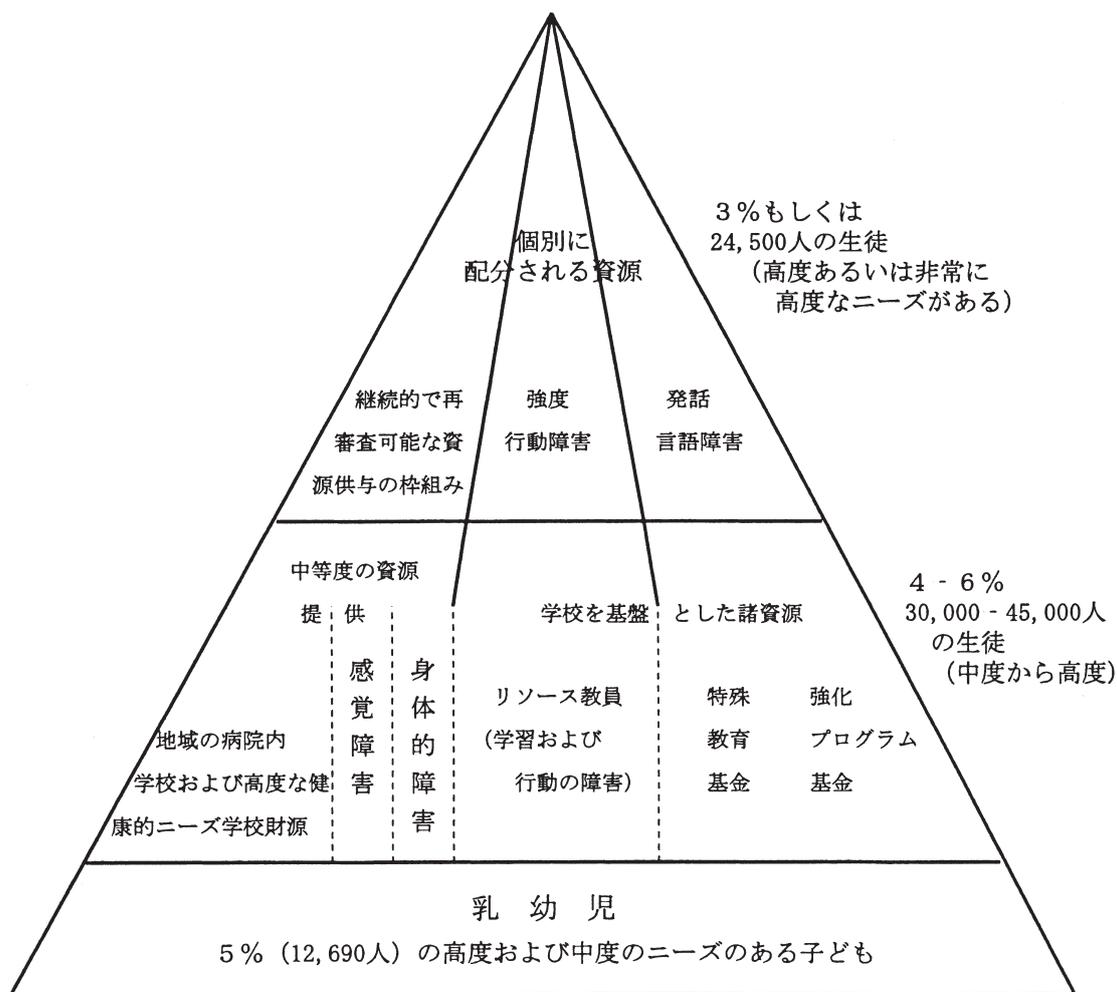


図2 特別教育の仕組み (滝坂・徳永(2004)より抜粋)

ス教員（学習及び行動：RTL、読み書き能力：RTの2種類がある）の支援が受けられるようになっている。また、学校では、高度なニーズを有する障害のある児童生徒の場合には専門家と協同でサポートする仕組みがある。

図2に特別教育の支援の仕組みを示した。高度なニーズのある児童生徒は、約3%とされている。

ニュージーランドの教育はインクルージョン教育を推進している国である。しかしながら、特別学校がなくなったわけではない。特別学校は全て国立であり、46校ある。特別学校に在籍する児童生徒数は、2,784人であり（2005年7月現在）、0.36%の児童生徒が特別学校に在籍していることになる。

多くの特別学校は、サテライト教室といわれる通常の小・中学校内にある特別学校の分教室をもっている。訪問したSommerville Special Schoolの校長の話によれば、このような取組は、政府から開始したのではなく、小・中学校のニーズから開始したようだ。小・中学校内に高度なニーズのある障害のあ

る児童生徒が在籍しているが、小・中学校内には特別学級が設置されていないため、小・中学校の教員がどのように対応しているのか困り、校長を通して、特別学校に支援の要請があったのが始まりだったようである。現在でも教育省は直接関与しておらず、保護者もしくは校長からの依頼によって交渉成立した後、教育省に連絡し、設備を整備するということであった。

また、特別学校には教員だけでなく、スピーチセラピスト、作業療法士、理学療法士などの専門家が働いており、これらのパラメディカルの専門家と教員が協同で児童生徒に対応している。このような人的リソースも本校だけでなく、サテライト教室で活用している。

また、Sommerville Special Schoolには、18歳～21歳の生徒を対象としたクラスもあり、職業スキル、自立生活、余暇の過ごし方を学習している。週の内数時間は職場実習があり、学校でも実習を行うための施設を持っている。25%くらいの生徒は援助

付き雇用の進路を得られるが、障害の重い生徒の就労は難しく、この学校には、地域で少しでも自立した生活をおくれるように、保護者が作ったフォローアップを目的とした施設が隣接している。この施設の責任者も校長が務めており、このような卒業後の施設を運営する取組はニュージーランドの特別学校では唯一ということであった。



写真1 特別学校の授業風景

### 3. 中等教育後の教育機会

#### (1) 高等教育 (Tertiary Education)

図1に示したように中等教育後の教育は、高等教育 (Tertiary Education) といわれ、資格を伴わないコースから博士号取得のコースまで10レベルにわかれたシステムとなっている。2004年から大学に入学するにはレベル3で42単位がそれ以上の資格を有していることが義務づけられるようになった。教育省の第3次教育方略2002-2007には、以下の6つの方略が推奨されている。

- ①システム能力と質を強化する
- ②マオリの発展の志に寄与する
- ③全ての人々が知識社会に参加できるように基礎的なスキルを向上させる
- ④知識社会のためにニュージーランド人が必要とするスキルを発展させる
- ⑤太平洋に住む人々の発展と成功のために教育を提供する
- ⑥知識社会のための研究、知識創造、理解力を強化する

高等教育の学生数に関する統計をみると、2004年で368,005人、2005年で305,853人の学生が学んでお

り、特にポリテクニック (総合専門学校) と総合大学で学ぶ学生が多い。ポリテクニックなどでは短期のコースも用意されていることから、この数の中には短期のコースを受講している学生の数も含まれていると思われるが、多くの人が第3次教育に参加していることがわかる。

表1 高等教育の学生数

	2004年	2005年
公的な高等教育		
ポリテクニック	117,514	118,020
教育大学	11,107	5,686
総合大学	138,583	139,151
Wānanga	41,644	33,027
私的な第3次教育	59,158	54,969
合計	368,006	305,853

(教育省, 2005)

#### (2) MIT (Manukau Institute of Texhnology)

マヌカウ市はオークランドにあるニュージーランドで3番目に大きい市であり、人口300,000人、62,000人の障害のある人が暮らしている。MITは、Mマヌカウ市にあるポリテクニックと呼ばれる国立の総合専門学校の一つである。2005年には7,218人の学生が学び、学生数では全国で7番目に多いポリテクニックである。

MITの主な学部は、芸術、ビジネス、人間科学、テクノロジーの4つの分野であり、それぞれの学部には1年の修了資格 (certificates) が取得できるプログラムから4年の学位資格 (Graduate Diploma) が取得できるプログラムまで準備されている。芸術学部のコースを例にとると、表2のようなコースが設置されている。

MITに在籍する障害のある学生は、2005年で734人おり、最も多いのは特異的学習障害で51名、次に多いのは身体障害 (運動) で41名となっている。このうち障害学生サービスにアクセスした学生は182名である。障害のある学生には、Human Rights Act,1993に基づいて合理的な配慮 (Reasonable Accommodation) が提供される。合理的な配慮には、

- ①建物を調整したり、付加的な訓練もしくは支援を提供したりする
- ②テストやアセスメントのために機器を与えたり、や手続きを変更したりする

表2 MITの芸術コースの内訳例

学位コース	ヴィジュアルアーツ, 絵画, 彫刻, 写真, グラフィックス, 印刷, 宝石貴金属細工, 動画, 3D
ディプロマコース	コミュニケーション, 日本語と中国語
アドバンス・サティフィケート	レクリエーションとレジャー研究
サティフィケートコース	ヴィジュアルアート, 接客業と料理準備, ヘアードレッシング, 農業, 園芸, 自然保護, 英語コース
ファンデーション教育プログラム	

③ノートテイカーや代筆者, サイン言語通訳者, 他の支援スタッフを提供する

などがある。

以上は通常の障害のある学生の支援である。このような支援は他の高等教育機関でも実施している。しかしながら, MITにはこれ以外に知的障害のある人のプログラムを実施している。このようなプログラムを実施しているポリテクニクはニュージーランドにもほとんどないということであった。

知的障害のある人のプログラムは, 2年間のコースであり, 1年目は, 地域社会と職業スキルの修了資格, 2年目は, 職業スキル修了資格を与えることができる。2005年には, 地域社会と職業スキルの修了資格には, 16名の学生が在籍し, 講師1名, アシスタント1名で対応している。職業スキル修了資格も同様に, 16名の学生が在籍し, 講師1名, アシスタント1名で対応している。

また, このコースは, PolyEmpという外部の支援付き雇用の機関と連携し, 職場実習等においても学生を支援することが可能となっている。

本プログラムのねらいは,

- ①高等教育に参加する機会を学生に提供する。
- ②学生に将来のために仕事や訓練の機会を与える。
- ③将来の発展のために, それぞれの学生に対して知識, スキル, 経験を与えることを通して, 生活の質の向上を図る

といった3点である。

地域社会と職業スキルの修了資格には, 次の5つの領域の学習が行われている。

- ①対人関係と社会的スキル

- ②職業スキル
- ③機能的学習スキル
- ④地域社会スキル
- ⑤自立生活スキル

このプログラムはIEPを作成して個別の目標を設定しながら実施している。

学生のコメントには,

「私は新しい友達ができ, コースを楽しんでいます」「私は多くの計算に関することを学びました」「私は仕事に対するいいスキルを学びました」

などがあり, 保護者のコメントとしては,

「彼は, 自分の達成に対して誇りをもっています」「私たちの子どもは, 私たちが考えていたよりも多くのことができるようになりました」「彼は以前より主張できるようになり, NOといえるようになりました」

などがあるとのことであった。



写真2 コンピュータ実習の授業風景

#### 4. IHC(New Zealand Society of Intellectually Handicapped Incorporated)における生涯学習の提供

IHCは、知的障害のある子どもたちの親の会が1949年に設立し、1960年から国の補助金をもらって、地域ベースのサービスを提供している協会である。1975年に、IHC (New Zealand Society of Intellectually Handicapped Incorporated) となり、知的障害のある人を対象とした様々なサービスを提供する団体となった。

IHCのIDEA部門が提供しているサービスには以下のものがある。

相談サービス  
住居サービス  
職業サービス  
家族／Whanauサービス  
Igniteサービス（援助付き雇用や自立生活など）  
Timata Hau（集中的なりハビリテーション）  
行動支援  
資産マネジメント  
アドボカシーサービス  
セルフ・アドボカシー  
図書館  
支援者の訓練  
基金調達  
全国支援サービス

この内、職業サービスに含まれる内容の中に、職業の斡旋の他、地域に根ざしたレクリエーション、社会的、教育的プログラムなどの教育プログラムがある。

2001年に政府は、「New Zealand Disability Strategy」を策定し、この中で以下の15の目標を掲げた。

- ①地域、社会が障害のある人を理解し、尊重し、支援することを奨励し、教育する。
- ②障害のある人の権利が理解され促されることを保証する。
- ③障害のある人に最適な教育を提供する。
- ④雇用の機会を提供し、障害のある人の適切な収入を保証する。
- ⑤障害のある人のリーダーシップを強化する。
- ⑥政府の組織と政府から資金を得ている組織が障害

のある人について知り、対応することを保証する。

- ⑦個人を中心とした長期の支援システムを構築する
- ⑧障害のある人が地域で良好な生活がおくれ、自分の家に住む機会が持てるように支援する。
- ⑨障害のある人がレクリエーションや文化的機会を選択したり、アクセスすることを助けたりできるように支援する。
- ⑩計画作りのために障害のある人の正しい情報を得て、障害のある人の要望やニーズを理解する。
- ⑪障害のあるマオリの人の社会参加を促す。
- ⑫障害のある太平洋の民族の社会参加を促す。
- ⑬障害のある子どもや若者が大人になる準備ができるように良好な生活がおくれるように支援する。
- ⑭障害のある女性の生活が改善し、地域の一員になれるように支援する。
- ⑮障害のある人を支援する家族、whanau、人の重要性を認識する。

IHCの職員によれば、このStrategyの④に関連して、障害のある人が地域で生活するための十分な収入を保証する最低賃金が決められたことにより、地域の作業所などでは、経営ができなくなったところがでてきたということであった。また、これまでは工芸品などを作成し、それを販売することで障害のある人にわずかであっても賃金を支払い、働くこととお金を得ることを経験する場を設けることができたが、それができなくなったことにより、レジャーとしてしかこのような活動を設定できなくなったということであった。

IHCのデイケア施設であり、レジャーと職業教育としてのプログラムを提供している施設を訪問した。現在はレジャーとして創作活動を行っているが、以前にはバザー等で販売を行っていたということであった。比較的重度の知的障害のある人が利用しており、この施設で提供している職業教育プログラムは、一般就労を目指したものではなかった。訪問した際には、お金の計算に関するプログラムを実施していた。テキストにそって行っていたが、利用者に適したプログラムとはいいがたい印象を受けた。理念として「New Zealand Disability Strategy」は、誤った方向性ではないように思われるが、運用面で知的障害のある人の生活の質を低下させているようにも感じられた。



写真2 金銭スキルの学習風景

## 5. まとめ

ニュージーランドの知的障害のある人の生涯学習について、ポリテクニクとIHCの職業教育に関する取組を紹介した。ニュージーランドは各種の資格を準備して高等教育を推奨し、知識社会より多くの人が参加できるように取り組んでいると考えられる。しかしながら、知的障害のある人が利用できるリソースはそれほど多くないと感じた。ポリテクニクという総合専門学校が提供している知的障害のある人を対象としたプログラムは、知的障害のある人が学ぶ場を通常の高等教育機関で提

供しているという点で興味深い。しかしながら、Sommerville Special SchoolやIHCで述べられたように、障害のある人へのインクルーシブな社会を目指した対応がうまく機能していない面もみられた。このよううまく機能していない点について、どのように対応するのか、今後の動向を探ることは、日本の今後の取組を検討する上で役に立つ情報を得ることができるのではないかと考える。

## 文献

- <http://www.minedu.govt.nz/> (ニュージーランド教育省HP)
- IHC(2004)Introduction to IHC.
- <http://www.ihc.org.nz/>( IHCHP)
- Ministry of Education (2005) Education Statistics of NZ 2005.
- Ministry of Education (2003) The Ministry of Education and The Tertiary Education System.
- Ministry of Health(2001) The New Zealand Disability Strategy Making a World of Difference Whakanui Orange.
- 滝坂信一・徳永亜希雄 (2004) ニュージーランドの特殊教育と支援システム, 特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究 (総説編). 90-99.